

～ パブリックコメント制度による意見募集～ 安城市自治基本条例（案）へのご意見を募集します

募集期間

5月15日（金）～6月15日（月）

趣旨

地方分権が進み、市には、自らの地域のことを自ら決定し、自ら行動することが求められています。こうしたなか、安城市がどのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにすることが重要になってきており、市では現在、「安城市自治基本条例」の策定を進めています。

このたび、この条例案がまとまりましたので、この案に対する市民の皆さんからのご意見を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見に対する市の考えを整理し公表しますが、個別に直接回答はしませんので、ご了承ください。

条例案の概要

1 目的

安城市における自治の基本原則を定め、市民の権利と責務、議会・行政の責務を明らかにすることにより、市民参加と協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指します。

2 条例の位置付け

「安城市の憲法」として、市の最高規範になるものと位置付けています。他の条例、規則等の制定改廃や運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。

3 自治の基本原則

- ・市民参加と協働の原則
- ・情報共有の原則

この条例案は、市民公募メンバーと市職員公募メンバーで構成する「安城市自治基本条例を考える市民会議（あんき会）」がまとめた条例素案を受け、学識経験者、関係団体代表者、議会代表者、あんき会代表者からなる「安城市自治基本条例策定審議会」における議論を経て作成されたものです。

条例（案）を閲覧するには

【とき】平成21年5月15日（金）～6月15日（月）

午前8時30分～午後5時15分

* 市役所は、土・日曜日を除く。

* 中央及び地区公民館は、月曜日を除く。

【ところ】企画政策課、市政情報コーナー、中央及び地区公民館

* 市ホームページにも掲載しています。

意見を提出するには

案件名「安城市自治基本条例」、住所、氏名（団体等の場合は、所在地、名称、代表者の氏名）を明記のうえ、次のいずれかの方法で、意見を提出してください。意見を提出できるのは、市内に在住・在勤・在学する人、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体です。

そのほか、当該条例に利害関係を有する人も意見等を提出できます。

* 意見提出用紙をご利用ください。

提出方法	提出先
持参	企画政策課
郵送	〒446-8501 安城市桜町18-23 安城市役所企画政策課あて
ファクス	76-1112
Eメール	kikaku@city.anjo.aichi.jp
ホームページ上の フォームから送信	市ホームページ望遠郷 (http://www.city.anjo.aichi.jp)パブリックコメントへ

* 電話による意見の提出は、内容を正確に記録することができないため受け付けできません。

